参考資料５

● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

第九条

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（抜粋）

第２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

９　関係機関の連携協力等

法第９条において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることとされている。

（１）連携協力の方法

被害者の支援のためには、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や、関連する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関等の相互の協力の在り方をあらかじめ決めておくこと等が有効であると考えられる。

（２）関係機関による協議会等

ア　協議会等の構成

協議会等の設置に当たっては、関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。

既に関係機関の協議会等を設置している地方公共団体においては、そうした場を活用して、個人情報の保護に十分留意した上で、具体的な事案についても現場

における対応に重点を置いて、実践的、継続的な協議を行うことが望ましい。また、関係機関の協議会等がいまだ設置されていない地方公共団体においては、設置を検討することが必要である。

イ　協議会等への参加機関

協議会等へ参加する機関については、支援センター、都道府県警察、福祉事務所、教育委員会等都道府県又は市町村の関係機関はもとより、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方入国管理局、法テラスの地方事務所、年金事務所等の行政機関等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。裁判所についても、オブザーバー等の形で、協議会等の場への出席を求めることも考えられる。特に、保護命令制度の運用において調整を要する事項に関しては、これらの関係機関等が参加する協議会等の場で検討することが望ましい。

また、被害者の保護、自立支援を図る上で、民間の団体の理解と協力は極めて重要である。

このため、民間の支援団体を始め、人権擁護委員連合会や、弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等、様々な関連する民間団体の参加についても、協議会等の性格や、その地域において被害者の支援に関して課題となっている事項等に応じて幅広く検討することが望ましい。

（３）関連する地域ネットワークの活用

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者等に係る被害者支援地域ネットワーク、高齢者及び障害者虐待防止のためのネットワーク等、配偶者からの暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られているところであり、こうした地域協議会等既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

（４）広域的な連携

被害者に対する加害者からの追及が激しい場合、保護命令発令後に退所又は転居する場合等は、市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

● 地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査（平成 23 年３月）（抜粋）

第２章　調査結果の概要

７　官民連携等の状況

（１）官民連携の状況

都道府県の９割、市の２割が関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有をしている

官官・官民の連携状況についてみると、都道府県では「関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている」が 91.5%となっている。市では「必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている」は 32.0%、「特に行っていない」は 41.6%となっていて、町村では「特に行っていない」が 63.5%となっている。（表 7-1）

定期的に意見交換・情報共有の場を設けている自治体の連携している機関についてみると、都道府県では「国の法務局・地方法務局」「都道府県警察」が 95.3%と最も多く、市では「都道府県警察」が 82.4%、町村では「都道府県の福祉事務所」「市町村の福祉部局」が 65.0%と最も多くなっている。（表 7-2）

問２５．　貴自治体の官官・官民の連携状況を教えてください。（1 つだけに○）

（n=1,531）

表 7-1　官官・官民の連携状況

（%）

		総数(n)	関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている	必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない	無回答
総　数		1,531	17.7	30.0	51.0	1.2
都道府県		47	91.5	4.3	4.3	－
市		754	24.9	32.0	41.6	1.5
再掲	都市部	42	76.2	14.3	9.5	－
再掲	中核市	37	51.4	18.9	27.0	2.7
町村		727	5.5	29.8	63.5	1.1

表 7-2　官官・官民の連携している機関（複数回答）

（%）

		総数（n）	国の機関							都道府県の機関				
			公共職業安定所・労働局	公共職業能力開発施設	検察庁	法務局・地方法務局	入国管理局	日本司法支援センター（法テラス）	その他国の機関	男女共同参画部局・男女センター	福祉部局	公営住宅担当部局	配偶者暴力相談支援センター	児童相談所
総　数		271	19.2	0.4	15.9	52.4	5.9	13.7	1.8	31.4	24.0	8.1	56.5	57.2
都道府県		43	58.1	－	76.7	95.3	30.2	53.5	2.3	90.7	88.4	46.5	90.7	81.4
市		188	10.6	0.5	3.7	44.1	1.6	5.9	1.6	17.6	10.6	1.1	55.9	50.5
再掲	都市部	32	3.1	－	9.4	37.5	3.1	9.4	－	21.9	3.1	－	46.9	21.9
再掲	中核市	19	15.8	5.3	5.3	63.2	－	5.3	5.3	31.6	15.8	－	73.7	47.4
町村		40	17.5	－	7.5	45.0	－	7.5	2.5	32.5	17.5	－	22.5	62.5

（%）

		都道府県の機関					市区町村の機関							民間団体
		福祉事務所	保健所	教育委員会、学校	都道府県警察	その他都道府県の機関	男女共同参画部局・男女センター	福祉部局	公営住宅担当部局	配偶者暴力相談支援センター	福祉事務所	保健所	その他市区町村の機関	民間シェルター等を運営する民間支援団体
総　数		33.2	38.0	32.8	81.5	14.0	63.5	67.2	12.5	8.1	54.2	20.7	34.3	30.6
都道府県		72.1	44.2	76.7	95.3	44.2	74.4	55.8	2.3	16.3	41.9	7.0	14.0	67.4
市		17.6	36.2	20.7	82.4	7.4	69.7	70.2	16.0	7.4	65.4	25.5	39.9	25.5
再掲	都市部	－	－	－	81.3	15.6	93.8	75.0	21.9	18.8	90.6	56.3	53.1	59.4
再掲	中核市	15.8	5.3	5.3	84.2	10.5	78.9	78.9	21.1	21.1	78.9	52.6	57.9	47.4
町村		65.0	40.0	42.5	62.5	12.5	22.5	65.0	7.5	2.5	15.0	12.5	30.0	15.0

（%）

		民間団体									裁判所		その他	無回答
		人権擁護委員協議会	弁護士会	司法書士会	調停協会連合会	医師会・看護協会等の医療関係団体	民生委員・児童委員協議会等	母子生活支援施設	婦人保護施設	その他民間団体	地方裁判所	家庭裁判所		
総　数		42.1	31.0	1.5	0.4	48.3	52.0	25.8	8.9	31.0	20.7	16.2	8.9	0.4
都道府県		41.9	72.1	4.7	2.3	79.1	55.8	67.4	25.6	51.2	72.1	48.8	11.6	－
市		41.5	23.4	1.1	－	44.7	50.5	20.7	5.9	29.3	9.6	9.6	8.5	0.5
再掲	都市部	28.1	46.9	－	－	40.6	34.4	56.3	18.8	34.4	6.3	6.3	6.3	－
再掲	中核市	52.6	47.4	－	－	63.2	47.4	31.6	10.5	26.3	21.1	15.8	5.3	5.3
町村		45.0	22.5	－	－	32.5	55.0	5.0	5.0	17.5	17.5	12.5	7.5	－